



令和5年9月 発行

〒783-0055
高知県南国市双葉台7番地1

一般社団法人高知県森林整備公社

TEL (088) 862-4180

FAX (088) 862-4181

e-mail kssk@kochissk.jp

URL <http://kochissk.jp/>



■ 経営方針

当社は、森林資源の保続培養及び森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、計画的な林業活動を通じて山村における就労機会の創出、林業事業体の育成など山村経済の振興への貢献に取り組んできました。

5ヶ年の第12期経営計画の2年目となる令和5年度も、森林整備を通じた会社の経営安定と地域貢献、公的機関としての役割を着実に果たすことを目指します。具体的には、将来の主伐に向けた路網整備を進めながら収益の柱となる利用間伐に取り組んでまいります。また従来からの主伐のための立木販売に加え、入札を繰り返しても販売が見込めない事業地については、会社のホームページ等で随時契約販売の取り組みもすすめていく計画です。さらに、会社と造林契約者の皆さまとの接点の機会を増やし、これまで以上に意思疎通を図りたいと考えています。

また、計画の実行性を高めるために、KPIなどの指標を可視化し、第12期経営計画モニタリング委員会により進捗の確認を定期的 to 実施し、状況に即した対応を的確に行います。

さらに第12期経営計画で新たに加わった市町村行政との連携強化については、市町村の森林経営管理制度等の支援に積極的に取り組んでまいります。

■ 森林・林業政策の源流

「国の宝は山也。山の衰えは則ち国の衰えなり。」(江戸時代の林政論)

江戸時代には、森林の荒廃による森林資源の枯渇や洪水等の深刻化を受け、領主階級のための「林政論」が唱えられ、実際の政策にも大きな影響を与えた。

江戸時代初期の秋田藩家老^{しふえまさみつ} 渋江政光は、その遺訓で「国の宝は山也。然れ共伐り尽くす時は用に立たず。尽さざる以前に備えを立つるべし。山の衰えは則ち国の衰えなり。」と記すなど、森林保続の重要性をいち早く主張した。こうした考え方から、秋田藩では比較的早い時期に^{とみやま} 留山制度を導入した。

また、岡山藩に仕えた儒学者の^{くまざわはんざん} 熊沢蕃山は、「山川は国の本なり。」「山は木あるときは、神気さかんなり。木なきときは、神気おとろへて、雲雨ををこすべきちからすくなし。」「木草しげき山は(中略)洪水の憂いなし。山に草木なければ(中略)洪水の憂いあり。」と記すなど、森林の荒廃への対策として伐木の停止、造林、計画的な伐採を説いた。こうした治山治水論に基づき、主に西日本で土砂流出を防ぐ林、東北諸藩で水源涵かん養林が設定された。

一方、儒学者の^{やまがそこう} 山鹿素行は、領主が山林管理体制を確立して計画的に造林や伐採をすれば、山林は藩財政に寄与すると主張した。素行の林政論は、尾張藩^{おと} 木曾や弘前藩等の林政に影響を与えた。

さらに、森林を区分して順番に伐採して回復を図る「輪伐」や、伐採に際して未成熟な樹木や稚樹は残して天然更新にあてる「択伐」といった考え方が提唱され、18世紀になると単純な禁伐に替わる方法として各地で実施された。

これらは、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、木材等生産機能等を重視して、その持続的な発揮のために森林の整備及び保全を図るべきとする考え方や政策であり、我が国の森林・林業政策の源流であると言える。

【徳川林政史研究所、森林の江戸学、東京堂出版、2012、280ページ】



■ 公社の新たな取組

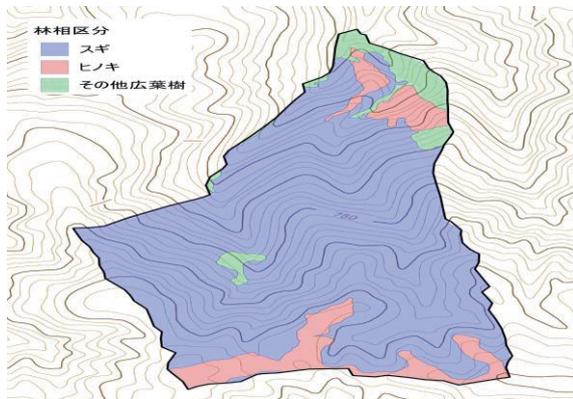
最新の技術を活用した森林管理や、収入源の確保などの取組を行っています。

スマート林業

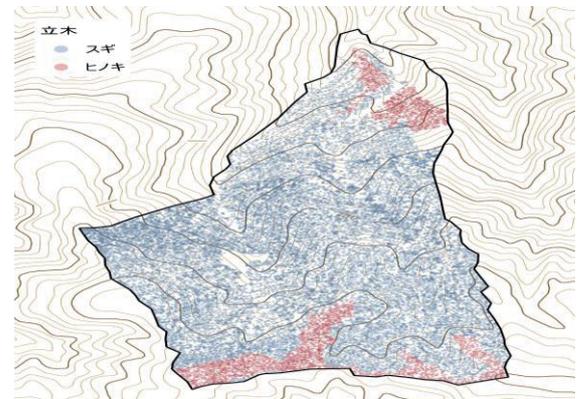
ICT化（航空レーザー計測の解析）により林相図、成立本数や樹高などのデジタル化されたデータを事業地ごとに作成、数多くある公社事業地の現状がこれまで以上に把握でき、効果的に利用間伐等に活用することが可能になります。

《例 北川村事業地》

○林相区分



○単木データ



◎林相区分×単木データから解ること
ha 当たりの本数・立木材積（資源量）

	スギ	ヒノキ
本数	734本/ha	865本/ha
立木材積	636 m ³ /ha	455 m ³ /ha

◎単木データから解ること
本数・立木材積・樹高・胸高直径 等

	スギ	ヒノキ
本数	18,424本	2,899本
立木材積	15,979 m ³	1,527 m ³
平均樹高	23.7m	18.8m
平均胸高直径	30.3cm	26.4cm

J-クレジット販売

公社では、日常生活や経済活動等で排出したCO²を埋め合わせる（オフセットする）ことができるJ-クレジットを販売しております。1 t-CO²から購入可能で個人の方も購入できます。

購入を希望される方は、購入申込書に必要事項を記入し、公社へ提出してください。

購入申込書は公社ホームページ kochissk.jp/j-ver.htm からダウンロードできます。

なお、販売で生じた収益は、広報活動や森林整備等の費用として活用させていただきます。

ご不明な点等ございましたら、公社までお問合せください。

販売可能数量	516 t-CO ² （2023年7月7日時点）
販売単位	1 t-CO ² から
販売価格	応談（ご相談ください） 参考：四国圏カーボン・オフセット推進協議会にて掲載しているJ-クレジット 1 t-CO ² あたりの単価 3,300円～16,500円 平均 9,000円（税込）



■ 保安林ってなに？

森林は水源を守り、洪水などの災害や海岸では潮害を防ぎ、飛砂の害から家や田畑を守ってくれます。また、美しい景観やきれいな空気を提供するなどの、いろいろな働きをしています。

森林所有者の申請により、保護しなければならない森林は「森林法」に基づいて保安林に指定されます。しかし、森林の機能を確保するために、立木の伐採や土地の形質の変更等、様々な規制があります。

保安林は目的により 17 種類ありますが、「水源かん養保安林」が保安林全体の 71.1% で「土砂流出・崩壊防備保安林」と合わせるとなんと 91.6% に上がります。

大切に守られている保安林は、日本の森林面積の約 5 割、日本国土の約 3 割を占めています。

高知県だと森林面積の約 4 割が保安林、また、公社が管理する森林面積も約 4 割が保安林です。

保安林は、固定資産税が免除されるメリットはありますが、伐採面積に規制があり、伐採後の再造林は土地所有者の義務となります。保安林に一度指定されると原則解除はできません。

■ 分収造林契約のイロハ

皆さまとの契約を簡単にご説明しますと・・・

皆さまの土地（山）に公社がスギ・ヒノキ等を植林、下刈りや除伐などにより育成を促し、成長した立木の間伐や主伐による収益を、分収割合で皆さまと公社が分け合うものです。また、山の利便性を向上させ、立木の価値を上げるために効率の良い作業道を開設します。

植林から販売までは、森林整備に係る費用は全て公社が負担します。

主伐の木材搬出が完了しますと皆さまとの契約は終了し、土地は原状に復することなく（そのままの状態）お返しします。

間伐や主伐の時期については、皆さまに文書により協議し、ご意見を伺います。

また、再造林についてのご相談も承りますので、ご連絡ください。

■ 契約者の皆さまに大切なお願い

契約者の住所や氏名の変更、また相続・売買・贈与等で所有者に変動があった場合は、必ず公社までご連絡をお願いします。公社ホームページ「分収造林契約の皆様へのお願い」からもお手続きできます。

変更のご連絡が無い場合、公社からのお知らせや、協議、分配金の通知などがお手元に届かないため、分配金のお支払いができない場合があります。

また、相続の場合、登記を行わないままだと、相続の権利者数が増え、登記に多くの時間と費用が発生することもありますので、早めの手続きをお勧めします。

登記についてのご相談は、高知県司法書士会（電話 088-825-3143）、若しくはお住まいの地域の司法書士にお問い合わせください。無料相談もあります。

なお、民法・不動産登記法の改正により相続登記の申請が義務化されます。（令和 6 年 4 月～）相続等により不動産を取得したら 3 年以内に登記申請と同時に、公社にご一報ください。

一般社団法人高知県森林整備公社への交通アクセス

- ◆自動車 高知駅から約 25 分
高知駅 → 県道 384 号 → 県道 374 号 →
国道 32 号 → 高知県中央木材工業団地内
- ◆公共交通機関（JR 四国）
JR 高知駅 → JR 後免駅（約 15～20 分） →
JR 後免駅からは、タクシーによる移動（約 10 分）





令和5年8月現在

間伐や造林などに関する支援制度（令和5年度）

県では、森林の有する多面的機能の維持・増進や林業の振興による中山間地域の経済の活性化に向け、持続可能な森づくりの推進に取り組んでいます。実施に当たっては、さまざまな補助事業が活用できますので、ぜひご検討ください。

森林を手入れしたいとお考えの方

- 保育間伐など
- ・造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の68%など
- ・みどりの環境整備支援事業（公益林保全整備）
定額80,000円/ha

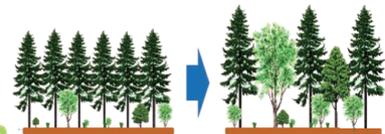
県独自の加算事業

- 再造林など
- ・森林資源再生支援事業
県が定めた標準単価の22～27%
（補助率68%の場合は合わせて90～95%）
- 保育間伐など
- ・みどりの環境整備支援事業（森林吸収源整備）
28,000～46,000円/ha

※国の補助事業に県が独自に上乗せを行う単独事業です。

森林の有する多面的機能の維持・増進

保育間伐とは、森林の込み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業です。保育間伐を行うと、光が地表に届くようになり、下層植生の発達が促進され、森林の持つ水源のかん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能が増進します。



施業を集約化し間伐等を推進



- コウヨウザン（早生樹）の植栽
- 耕作放棄地への新規植林も補助対象です。



間伐材を搬出したいとお考えの方

- 搬出間伐
- ・造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の68%など
- ・木材安定供給推進事業
搬出材積によって168,000～701,000円/ha
- ・みどりの環境整備支援事業（森林整備）
122,000～183,000円/ha

再造林をお考えの方

- 再造林など（鳥獣害防止施設含む）
- ・造林事業（特定森林再生事業）
県が定めた標準単価の72%など
- ・造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の68%など



上記は、国及び県の補助事業とそのおもな内容です。市町村によっては、独自の上乗せ（加算）などを行っている場合がありますのでご確認ください。また、事業によって補助要件等がございます。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

－ お問い合わせ先 －

高知県林業振興・環境部 木材増産推進課（森林整備担当）：088-821-4602
 安芸林業事務所：0887-34-1181 中央東林業事務所：0887-53-0657 嶺北林業振興事務所：0887-82-0162
 中央西林業事務所：088-893-1292 須崎林業事務所：0889-42-2371 幡多林業事務所：0880-35-5977
 もしくは、森林の所在する市町村、森林組合までお問い合わせください。